

木づかい脱炭素化促進事業実施要領

制定（令和6年3月29日付け、林第777号）

最終改正（令和7年3月28日付け、林第810号）

第1 趣 旨

環境への負荷が少ない循環型社会を創出するためには、木材を積極的に使用していくことが必要であり、県産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献する。

このため、広く県民に対して、木と触れあい木の良さを実感する機会を幅広く提供し、木材の特性やその利用の促進の意義についての理解の醸成を効果的に図るため、公共建築物等における県産材の利用を促進し、県産材の一層の需要拡大に資する。

なお、本事業の実施に当たっては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及び岡山県林業振興事業補助金交付要綱（昭和41年12月26日付け林第522号。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 定 義

- 1 この要領において「公共建築物等」とは、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に規定する施設のほか、多数の集客が見込まれるなどのPR効果の高い施設で知事が認めるもののことをいう。
- 2 この要領において「中大規模建築物」とは、延べ床面積が概ね500㎡以上又は階数が3以上の建築物のことをいう。
- 3 この要領において「新築」とは、建築物のない土地に、新たに建築物を建築することをいう。
- 4 この要領において「増築」とは、既存建築物に建て増しをする、又は既存建築物のある敷地に新たに建築することをいう。
- 5 この要領において「改築」とは、建築物の全部又は一部を除却した場合、又は災害等により失った場合に、これらの建築物または建築物の部分を従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えることをいう。
- 6 この要領において「木造化」とは、建築物（鉄筋コンクリート造や鉄骨造との混構造のものを含む。）の新築、増築又は改築に係る構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定するものをいう。以下同じ。）に木材を使用することをいう。
- 7 この要領において「木質化」とは、建築物（既存の施設を含む）における内外装（天井、床、壁、建具、デッキ等）に木材を使用することをいう。
- 8 この要領において「設計」とは、木造化のために必要な実施設計を行い、計画図書を作成することをいう。
- 9 この要領において「木製品」とは、施設内で利用するための木製用具（机、椅子等）、木製遊具（滑り台、ブランコ等）、木製玩具（積み木、パズル等）又は案内板、屏、

ベンチ等で主に木材を使用して製作されたものをいう。

- 10 この要領において「県産材」とは、県内の森林から生産された原木を「岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）」に基づく登録を受けている製材業者によって製材された木材又はこの原木を県内で加工した木製品のことをいう。

ただし、県内に加工業者（構造用合板工場等）がない製品については、次項により定める「県産森林認証材」を第三者機関が認証（C o C 認証）する県外の業者によって加工される場合を含む。

- 11 この要領において「県産森林認証材」とは、県産材のうち第三者機関の認証を受けた県内の森林管理認証（F M 認証）森林から生産された原木を使用したものをいう。

- 12 この要領において「J A S 製品」とは、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく日本農林規格として格付が行われた木材をいう。

第3 事業実施主体等

- 1 事業実施主体、補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとする。
- 2 補助金の交付対象について、国及び県その他事業による補助金等を受けていないこと。
- 3 補助金額の算出に当たって、補助対象経費に補助率を乗じて算出された金額に1千円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てるものとする。

第4 事業計画書

- 1 事業実施主体は、毎年度、事業計画承認申請書（様式1）に事業計画書（様式2）を添付し、別に示す日までに県民局長に提出するものとする。
- 2 県民局長は、提出された事業計画書の内容を審査した上で、別に示す日までに、木づかい脱炭素化促進事業における事業計画について（様式3）に事業計画書を添付し、意見を付して農林水産部長に協議するものとする。
- 3 農林水産部長は、県民局長から協議のあった事業計画の内容について適当と認めるときは、木づかい脱炭素化促進事業における補助金額の配分について（様式4）により予算の範囲内で県民局に補助金を配分する。
- 4 3の通知を受けた県民局長は、木づかい脱炭素化促進事業計画の承認及び補助金の内示について（様式5）により事業計画を承認するとともに、農林水産部長から配分された額の範囲内で、事業実施主体に補助金の内示を行う。

なお、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を県と締結している事業実施主体については、優先的に支援する。

- 5 承認された事業計画を変更する場合は、事業計画変更承認申請書（様式1）に変更事業計画書（様式2）を添付し、県民局長に提出するものとする。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

第5 事業実施上の留意事項

- 1 事業実施主体は、設計書及び工事仕様書等に「県産森林認証材を使用すること」を

明記するなど、県産森林認証材が確実に使用されるように留意するとともに、納材した製材業者等から県産材納材証明書（様式 7-1、7-2）を徴取すること。

- 2 補助対象とする県産材の一部又は全てが施工又は設置後、不特定多数の利用者等が制限なく立ち入ることができるエリアにおいて、利用者等の目に見える形で使用されること。
- 3 事業実施主体は、県産材利用について広く利用者等への普及啓発に努めるとともに、当事業で整備した施設等に、事業名、事業実施主体名、県産材を使用して整備した施設等であること及び県産材に係る炭素貯蔵量を明記したプレート等を掲示すること。
- 4 木造化支援、木質化支援及び木製品導入支援により整備した施設については、竣工後、木材利用促進のための普及啓発に活用できる写真を県民局長に提出すること。

第 6 補助金の交付手続

補助金の交付手続は、規則及び要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、第 4 の 4 の内示があった場合は、補助金等交付申請書を速やかに県民局長に提出するものとする。
- (2) 県民局長は、補助金等交付申請書の内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の交付を決定し、事業実施主体に通知するものとする。
- (3) 事業実施主体は、補助金の交付決定を受けた後に補助対象事業に着手（設計支援にあつては実施設計の開始、木造化・木質化・木製品導入支援にあつては補助対象とする県産材が現地に納材・納品されることをいう。）するものとし、補助金の交付決定を受ける前に補助対象事業に着手してはならない。
- (4) 事業実施主体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（様式 2）に県産材使用報告書（様式 6-1）及び県産材納材証明書（様式 7-1、7-2）又は県産材使用予定量報告書（様式 6-2）を添付して県民局長に提出するものとする。
- (5) 県民局長は、事業実績報告書の提出があったときは、現地並びに証拠書類等を審査するものとし、適当と認められた場合には、補助金の額を確定して事業実施主体に通知するとともに、事業実績報告書の写しを添付して、木づかい脱炭素化促進事業における事業実績について（様式 8）により農林水産部長に提出するものとする。

第 7 補助事業の実施状況報告

知事は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し、補助事業の実施状況の報告を求めることができるものとする。

第 8 補助を受けて設置した施設等の管理

事業実施主体は、事業により補助を受けて整備した施設及び導入した木製品について、補助事業の完了後においても補助目的に沿って善良なる管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。

第 9 帳簿及び証拠書類の保管

事業実施主体は、当該事業に係る収入及び支出について帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業完了後５年間整理保管しなければならない。

第10 県の事業推進体制

県民局長は、事業の適切かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、事業の計画や実施に当たって事業実施主体に対する助言を行うものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和６年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和７年度事業から適用する。

別 表 (第3関係)

事業区分	事業実施主体	補助対象施設及び木製品	補助対象経費	補助率等	採択要件
設計支援	公共建築物等を整備する者 (ただし、市町村が整備するものは除く)	県内において、新築、増築、改築する構造耐力上主要な部分に県産森林認証材を使用する公共建築物等	実施設計に要する経費	補助対象経費の1/2以内とし、1施設当たりの補助金の上限を150万円とする。	ア 新築、増築、改築する部分の延床面積が200㎡以上の建築物であること。 イ 補助対象は県産森林認証材を使用した木造化の設計とする。 ウ 木材利用促進のための普及啓発の実施及び協力が可能であること。
木造化支援 (中大規模建築物を除く)			木造化に係る県産森林認証材の材料費、加工費、運搬費	補助対象経費の1/2以内とし、1施設当たりの補助金の上限を500万円とする。 ただし、C L Tを現して内外装材として使用する場合は1施設当たりの補助金の上限を650万円とする。	ア 新築、増築、改築する部分の延床面積が10㎡以上の建築物であること。 イ 木材利用促進のための普及啓発の実施及び協力が可能であること。
木造化支援 (中大規模建築物)		県内において、新築、増築、改築する構造耐力上主要な部分に県産森林認証材を含む県産材を使用する公共建築物等で中大規模建築物	木造化に係る県産森林認証材を含む県産材の材料費、加工費、運搬費 また、民間事業者が整備する中大規模建築物の木造化にあつては、構造耐力上主要な部分に使用する県産森林認証材又は県産材のJ A S製品に係る建て方費(ただし、当該県産材が現地に納材される年度と同一年度に建て方が完了する場合に限る。)	補助対象経費の1/2以内とする。	ア 新築、増築、改築する部分の延床面積が概ね500㎡以上又は階数が3以上の建築物であること。 イ 補助対象とする県産材使用量(材積)に占める県産森林認証材の使用割合が50%以上であること。 ウ 木材利用促進のための普及啓発の実施及び協力が可能であること。
木質化支援		県内において、内外装に県産森林認証材を使用する公共建築物等(既存の建築物を含む)	木質化に係る県産森林認証材の材料費、加工費、運搬費	補助対象経費の1/2以内とし、1施設当たりの補助金の上限を150万円とする。	木材利用促進のための普及啓発の実施及び協力が可能であること。
木製品導入支援		県内の公共建築物等に設置する県産森林認証材を使用する木製品	ア 木製品に使用される県産森林認証材の材料費、加工費、運搬費 イ 県産森林認証材を使用した木製品の備品購入費(ただし、上記アに相当する経費に限る。)	補助対象経費の1/2以内とし、1施設当たりの補助金の上限を150万円とする。	木材利用促進のための普及啓発の実施及び協力が可能であること。

注) 同一施設で複数の事業区分を併用する場合の補助金の上限は、各事業区分の補助金の上限額の合計とする。

年 月 日

岡山県 県民局長 殿

申請者 住 所
氏 名
(団体代表者名)
(担当者職氏名)
電話 :

木づかい脱炭素化促進事業計画（変更）承認申請書

木づかい脱炭素化促進事業実施要領第 4 の規定により、(変更) 事業計画書を作成したので、承認されたく申請します。

記

(添付書類)

- 1 事業計画書
- 2 位置図
- 3 設計図等（立面図、断面図、平面図、配置図、仕様書・仕上表、木びろい表等）
- 4 設計書又は見積書等の写し（事業費の積算根拠資料）

年度木づかい脱炭素化促進事業計画（実績報告）書

年 月 日

1 整備方針

①県産材を使用した施設を整備（設計）する動機
②今後の県産材の使用方針

※ 県産材を使用することとなったきっかけ及び今後の県産材の使用方針について記載してください。

2 期待される事業効果

①整備した施設の活用方法
②県産材の利用の普及啓発

※ 設計の施設、木造化、木質化及び木製品等の整備後どの様に施設を活用していくか。また、どの様に利用者等へ県産材の利用を普及啓発するか記載してください。

3 整備施設の維持管理方法

--

4 箇所別整備計画

施 設 名					
所 在					
施設内容 (用途、利用者数等)					
事業区分※		設計 ・ 木造化(中大規模建築物以外) ・ 木造化(中大規模建築物) ・ 木質化 ・ 木製品導入			
内容・数量等	設 計 木造化	構造： 造 工法：		階数： 階 延床面積： m ²	
	木質化 木製品導入				
県産材使用量		県 産 材 (m ³)		うち県産森林認証材 (m ³)	
		m ³ (うち JAS 製品： m ³)		m ³ (うち JAS 製品： m ³)	
事業費 (円)		補助対象額	補助金額	その他負担区分	
				市町村	自己負担
課税・免税の別※		課税事業者 ・ 免税事業者			
木材の区分※		無垢 ・ 集成 ・ C L T ・ 合板 ・ その他()			
設計者	名称				
	所在				
施工者	名称				
	所在				
県 産 材 製材業者	名称				
	所在				
事業期間		[全 体] 年 月 日 ～ 年 月 日			
		[県産材納材(納品)] 年 月 日 ～ 年 月 日			
備 考					

注(1) ※：該当するものに○記入する。

(2) 事業区分が複数にわたるときは、原則として事業区分毎に別様とする。

(3) 「内容・数量等」欄は、該当する事業区分毎に、内容、数量、規模等を記載すること。

・例：木造化（「木造、C L T パネル工法、3階建、延床面積○m²」）

・例：木製品導入（机：○台、縦○m×横○m×高さ○m）

(4) 「補助対象額」欄は、本事業の補助対象経費を記載すること。

(5) 「補助金額」欄は、「補助対象額」に補助率を乗じて算出された金額（1千円未満は切り捨て）を記載する。なお、課税事業者の場合の補助対象事業費は、消費税を除いた事業費となる。

(6) 「備考」欄は、一部に県産材以外の木材を使用する場合に、その内容を記載すること。また、他の補助事業等の活用の状況を記載すること。

(実績報告時に添付)

完 成 写 真

【事業実施主体名】

		(コメント記入欄)
写真添付		-----

注(1) 写真は、県において木材利用促進のための普及啓発等に活用するため、電子データもあわせて提出すること。(設計については、写真の提出は不要とする。)

(2) 木造化及び木質化については、完成写真に加えて施工前及び施工中の写真も提出すること。

(3) 契約書等の写しを添付すること。

(発送番号) 第 号
年 月 日

農林水産部長 殿

県民局長

年度木づかい脱炭素化促進事業における事業計画について

このことについて、次のとおり 年度木づかい脱炭素化促進事業計画書の提出があつたので、木づかい脱炭素化促進事業実施要領第 4 の 2 の規定により、意見を付して協議します。

記

1 事業計画一覧表

(単位：円)

事業区分	事業実施主体	実施場所	施設の構造及び規模等	補助対象額	補助金額	備考
県民局計						

2 事業計画書

別添写しのとおり

3 事業計画に対する意見

別添のとお

(注) 事業実施主体毎に意見を付すこと

林 第 号
年 月 日

県民局長 殿

農 林 水 産 部 長

年度木づかい脱炭素化促進事業における補助金額の配分について

年 月 日付け、 第 号により協議のあった事業計画について、
木づかい脱炭素化促進事業実施要領第 4 の 3 の規定により、次のとおり配分する。

記

配分額 円

第 号
年 月 日

殿

岡山県 県民局長

年度木づかい脱炭素化促進事業計画の承認及び補助金の内示について

年 月 日付けで提出のあった、 年度木づかい脱炭素化促進事業計画については、これを承認します。

つきましては、次のとおり補助金を内示しますので、岡山県補助金等交付規則第 4 条の規定により補助金等交付申請書を速やかに提出してください。

記

1 事業内容

事業区分	事業実施主体	実施場所	施設の構造 及び規模等	補助対象額 (円)	補助金内示額 (円)

2 実施上の留意事項

- (1) 木材や木製品の調達など実施経費については、原則複数業者から見積書を徴取するなど、適切な執行とすること。
- (2) 当事業で整備した施設には、県産材利用のモデルとして周知できるよう、次のことを明記したプレート等を掲示すること。
 - ア 県産材を使用した施設等であること
 - イ 利用した県産材に係る炭素貯蔵量
 - ウ 事業実施主体名
 - エ 事業名（〇〇年度おかやま森づくり県民税事業）

(プレート例)

利用した県産材に係る炭素貯蔵量（CO₂換算）

県産材利用量	県産材の炭素貯蔵量
m ³	kg-CO ₂

(林野庁「建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン」により算出)

[参考 : 一人当たりの年間二酸化炭素排出量 約1,778kg-CO₂]

この〇〇は、県内の森林から生産された原木を、県内で加工して使用しています。
木材は森林が吸収した炭素を貯蔵しており、木材を建築物等に利用していくことは、
「第2の森林づくり」としてカーボンニュートラルへの貢献が期待されています。

事業実施主体名

〇〇年度おかやま森づくり県民税事業

- 注(1) 炭素貯蔵量については、林野庁「建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン」(令和3年10月1日付け3林政産第85号林野庁長官通知)により算出すること。
また、炭素貯蔵量をわかりやすく伝えるために表示している比較値については、同ガイドラインに基づく炭素貯蔵量計算シートに記載された他の表示としてもよいこととする。
- (2) 県産材のほか、国産材に係る炭素貯蔵量を表示する場合は、適宜、表に項目を追加する。

県産材使用報告書

年 月 日

事業実施主体
団 体 名
代表者名 様

請負業者 住 所
業 者 名
代表者名

木づかい脱炭素化促進事業に使用する県産材について、次のとおり納材がありましたので県産材納材証明書を添えて報告します。

記

1 補助対象となる県産材の現地に納材（納品）があった年月日
年 月 日 ～ 年 月 日

2 現地に納材（納品）した材積

木材の区分	県産材材積		備考
		うち県産森林認証材材積	
無 垢	m ³	m ³	
	(うちJAS製品 : m ³)	(うちJAS製品 : m ³)	
集 成	m ³	m ³	
	(うちJAS製品 : m ³)	(うちJAS製品 : m ³)	
C L T	m ³	m ³	
	(うちJAS製品 : m ³)	(うちJAS製品 : m ³)	
合 板	m ³	m ³	
	(うちJAS製品 : m ³)	(うちJAS製品 : m ³)	
その他	m ³	m ³	
	(うちJAS製品 : m ³)	(うちJAS製品 : m ³)	
合計	m ³	m ³	
	(うちJAS製品 : m ³)	(うちJAS製品 : m ³)	

注）下段の J A S 製品材積については、中大規模建築物の木造化支援の場合に記入する。
また、中大規模建築物の木造化支援においては、県産森林認証材及び県産材の J A S 製品を
どの部材に使用するか明らかにした木びろい表等を添付すること。

県産材使用予定量報告書

年 月 日

事業実施主体
団 体 名
代表者名 様

受託業者 住 所
業 者 名
代表者名

木づかい脱炭素化促進事業（設計支援）で設計した建築物について、県産材の使用予定量を算出したので報告します。

記

1 実施設計業務の実施期間
年 月 日 ～ 年 月 日

2 木材使用予定量

木材の区分	木材材積			備考
		うち県産材		
			うち県産森林認証材	
無 垢	m ³	m ³	m ³	
集 成	m ³	m ³	m ³	
C L T	m ³	m ³	m ³	
合 板	m ³	m ³	m ³	
その他	m ³	m ³	m ³	
合計	m ³	m ³	m ³	

注）木びろい表等木材使用予定量の内訳が分かる資料を添付すること。

県産材納材証明書

年 月 日

木づかい脱炭素化促進事業のため当社が納材した木材は、県内の森林から生産され、当社が製材（加工）したことを証明します。

県産材納材業者 製材業者登録番号 岡製第（ ） 号
C o C 認証番号
住 所
業者名等
代表者名

樹 種	県産材納材材積		
		うち県産森林認証材材積	森林認証番号
	m ³	m ³	
	(うちJAS製品： m ³)	(うちJAS製品： m ³)	
	m ³	m ³	
	(うちJAS製品： m ³)	(うちJAS製品： m ³)	
	m ³	m ³	
	(うちJAS製品： m ³)	(うちJAS製品： m ³)	
	m ³	m ³	
	(うちJAS製品： m ³)	(うちJAS製品： m ³)	

注) 下段の J A S 製品材積については、中大規模建築物の木造化支援の場合に記入する。

(添付書類)

- 1 森林認証材については第三者機関による森林管理認証 (F M 認証) の認証書の写し
- 2 原木等の入荷に係る納品書・伝票等の写し※
※C o C 認証を取得している製材工場が製材を行う場合は、添付を省略することができる。

【事業実施主体で記入】

確認年月日	年 月 日	確認者 職氏名	職名 氏名
-------	-------	------------	----------

県産材納材証明書

年 月 日

木づかい脱炭素化促進事業のため当社が納材した木材は、県産森林認証材を次の業者が加工したことを証明します。

県産材納材業者 製材業者登録番号 岡製第 () 号
C o C 認証番号
住 所
業者名等
代表者名

加 工 業 者 C o C 認証番号
住 所
業者名等
代表者名

樹 種	県産材納材材積		
		うち県産森林認証材材積	森林認証番号
	m ³	m ³	
	(うちJAS製品 : m ³)	(うちJAS製品 : m ³)	
	m ³	m ³	
	(うちJAS製品 : m ³)	(うちJAS製品 : m ³)	
	m ³	m ³	
	(うちJAS製品 : m ³)	(うちJAS製品 : m ³)	

注) 下段の J A S 製品材積については、中大規模建築物の木造化支援の場合に記入する。

(添付書類)

- 1 森林認証材については第三者機関による森林管理認証(FM認証)の認証書の写し
- 2 原木等の入荷に係る納品書・伝票等の写し※
※C o C 認証を取得している製材工場が製材を行う場合は、添付を省略することができる。

【事業実施主体で記入】

確認年月日	年 月 日	確認者 職氏名	職名 氏名
-------	-------	------------	----------

(発送番号) 第 号
年 月 日

農林水産部長 殿

県民局長

年度木づかい脱炭素化促進事業における事業実績について

このことについて、木づかい脱炭素化促進事業実施要領第 6 (5) の規定により、次のとおり提出します。

記

1 事業実績一覧表

(単位：円)

事業区分	事業実施主体	実施場所	施設の構造 及び規模等	補助対象額	補助金額	備考
県民局計						

2 事業実績報告書
別添写しのとおり